

第 6 2 号議案参考資料

議 案 名

桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国民健康保険税の賦課限度額を変更したいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の変更

令和 7 年度以後の国民健康保険税について、次の表のとおり賦課限度額を変更する。(第 2 条関係)

区分	現行	改正後	比較
医療給付費分	650,000円	650,000円	0円
後期高齢者支援金等分	220,000円	240,000円	20,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円	0円
合計	1,040,000円	1,060,000円	20,000円

(2) (1)の改正に伴い規定を整理するとともに、字句の整理を行う。

(第 2 1 条関係)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日